

# 「特定投資家制度」に関するお知らせ

## 1. 特定投資家制度について

平成 19 年 9 月 30 日施行の金融商品取引法（関連する信用金庫法、信託業法において準用する場合を含みます）では、お客様を「特定投資家（プロ）」と「特定投資家以外（一般投資家）（アマ）」とに区分して、金融商品の販売・勧誘を行うという新たな「特定投資家制度」が制定されました。

本制度では、お客様が「特定投資家」に該当する場合には、当金庫が遵守すべき行為規則が一部適用除外となります。

また、「特定投資家」から「一般投資家」への移行が認められております。

## 2. 投資家区分について

金融商品取引法では、以下の 4 つの投資家区分が定められています。

特定投資家 (プロ)	一般投資家に移行不可	国、日本銀行、適格機関投資家等
	一般投資家に移行可能	地方公共団体、上場会社、 資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社等
一般投資家 (アマ)	特定投資家に移行可能	中小法人等、純資産額（投資性）3 億円以上かつ 金融商品取引 1 年以上の個人
	特定投資家に移行不可	以外の個人

## 3. 特定投資家に区分されるお客様に適用されないルール

特定投資家に該当するお客様には、金融商品を販売・勧誘される際に当金庫が遵守すべき法律のルール（行為規則）のうち以下のものが適用除外となりますので、ご確認のうえご承知おき下さい。

### 適用除外ルール

適合性の原則、広告等の規制、書面による解除（クーリングオフ）

契約締結前および契約締結時の書面交付義務

不招請勧誘・再勧誘の禁止、勧誘承諾意思不確認勧誘の禁止

## 4. 契約の種類

契約の種類は以下の 4 種類です。

契約の種類（金融商品取引契約）	商品例
有価証券	投資信託、公共債等

## 5. 「特定投資家」から「一般投資家」への移行を希望されるお客様へ

「一般投資家」としてお取り扱いを希望されるお客様は、金融商品取引契約を締結される前または勧誘を受ける前に、必ず当金庫所定の書面にてお申し出下さい。

お申し出をいただいた場合は、当金庫より、承諾日・期限日等を記載した承諾書面を交付し、承諾日以降期限日までは、お客様を「一般投資家」としてお取り扱いさせていただきます。

(なお、承諾日以降は、期限日前に「一般投資家」から「特定投資家」としてお取り扱いに戻ることはできません。)

## 6. 「一般投資家」から「特定投資家」への移行を希望されるお客様へ

「特定投資家」への移行につきましては、当金庫の審査の結果、お断りする場合がございますのであらかじめご了承下さい。

## 7. 「特定投資家」から「一般投資家」への移行の有効期限

「特定投資家」から「一般投資家」への移行期限日の有効期限は原則 1 年間とされています。

当金庫におきましては、「以降期限日を毎年 9 月 30 日」(休日である場合を含みます)とさせていただきます。

期限日の翌日以降は元の投資家区分に戻りますので、継続をご希望の場合には、再度移行のお手続きが必要となりますのでご注意下さい。

特定投資家制度について、ご不明な点がございましたら、以下までお尋ね下さい。

新潟信用金庫 経理部 経理課 ☎025-222-3111

**新潟信用金庫** 登録金融機関

登録番号 「関東財務局長 (登金) 第 2 4 9 号」

以 上